

【臨時廃止申込】電気工事会社さまからのよくある質問

【低圧の臨時契約の廃止・撤去に関して】

- 北海道電力ネットワークへ計器返納すれば、北海道電力へ連絡しなくても臨時契約は廃止となるのか。
 - 北海道電力ネットワークへ計器返納するだけでは契約の廃止手続きとはなりませんので、必ず当社に廃止の連絡をお願いします。
 - なお、託送申込（当社から北海道電力ネットワークへの廃止申込）において、申込日を遡った日付での廃止申込ができないことから、当社への廃止申込は廃止日の1営業日前までをお願いします。

- 北海道電力への廃止連絡が済むまでは、計器や引込線を撤去し、北海道電力ネットワークへ連絡していても、電気料金の請求が継続するという事か。
 - 当社への廃止連絡がない限り電気料金の請求が継続する。
 - さかのぼった契約廃止は出来ないため、廃止日の1営業日前までに当社へ連絡願いたい。

- 北海道電力の休業日で廃止連絡ができなかった場合も、さかのぼった契約廃止を受付することはできないのか。
 - 受付いたしかねるのでご了承ください。

- 小売電気事業者へ廃止の連絡をした後の取扱い（計器の返納場所など）は変わらないのか。
 - 計器や引込線など、設備の関係の取扱いに変更はない。

- 北海道電力への臨時の廃止申込はどのようにすれば良いのか。
 - 当社ホームページの[申込みフォーム](#)からお申込みください。外出先でスマホからでもお申込みが可能です。
 - 申込みフォームによるお申込みのほか、お電話（0570-092-300 ガイダンス「2」）でもお申込みいただけます。

- 申込の際に必要な情報は何か。
 - 下記事項を確認させていただきますので、可能な範囲で事前にご準備をお願いいたします。

<臨時契約に関する情報>

ご利用場所住所、ご契約名、供給地点特定番号、廃止希望年月日、
電設 Web 受付No、設備撤去希望有無、引込柱No、計測器No.

<お申込み者さまに関する情報>

北電コードNo、申込工事会社名・団体名、申込担当者名、電話番号